

2024年8月

各 位

旭川信用金庫

「破産管財人等特殊口座開設手数料」新設のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび旭川信用金庫では、下記のとおり手数料を新設いたします。

お客さまにはご負担をおかけしますが、今後も各種サービスの向上に努めてまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 手数料名称 破産管財人等特殊口座開設手数料
- 対象となる口座名義種類
破産管財人、相続財産管理人、相続財産清算人、相続財産預かり口、不在者財産管理人、遺言執行者、遺産承継人、遺言整理受任者、これらに準ずる目的で作成された名称の預金口座
- 適用開始日 2024年11月1日(金)
- 手数料金額 一口座開設につき、11,000円(消費税込み)
- 支払方法 口座開設時に窓口でお支払いください

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上